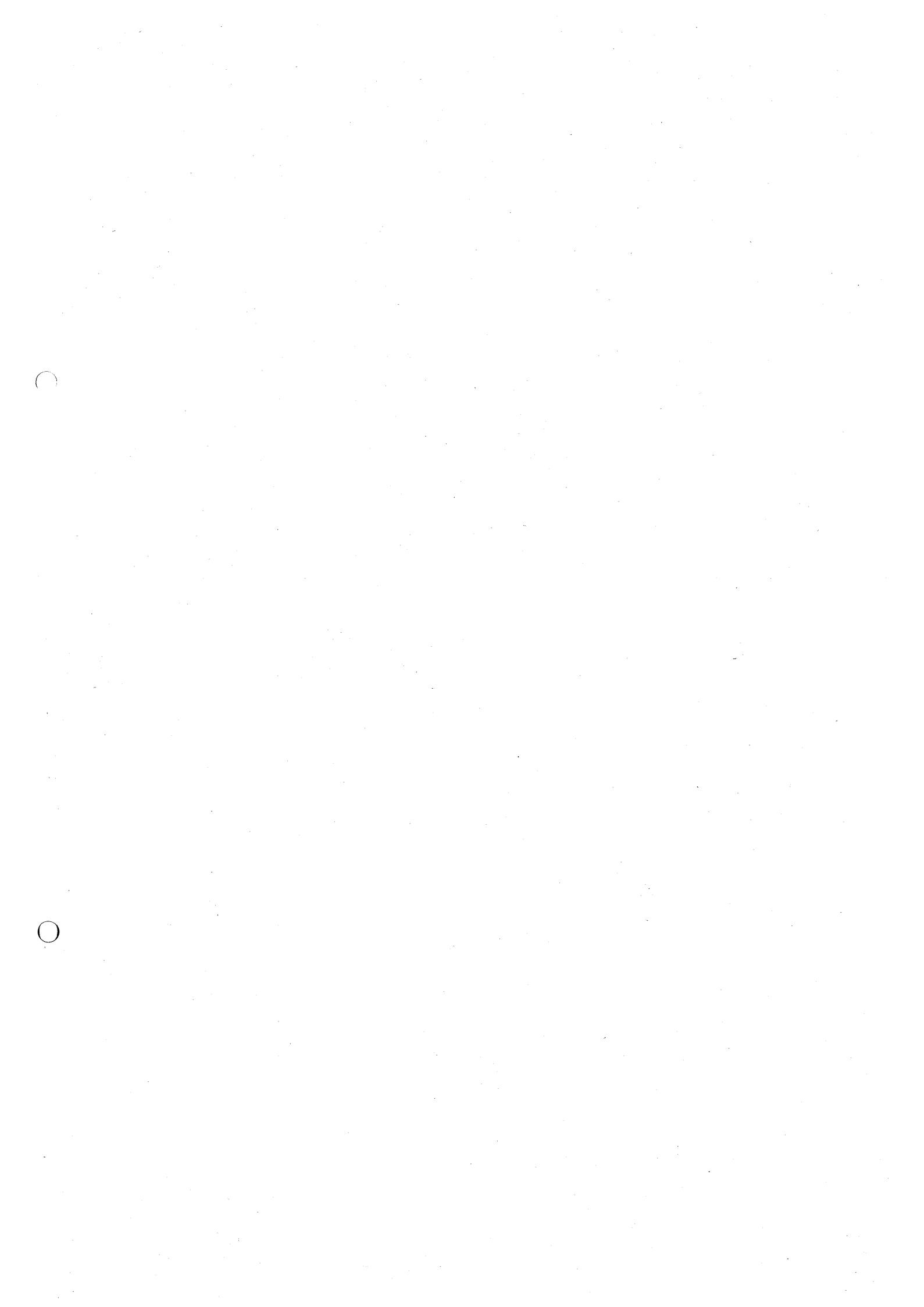


内閣法制局作成「憲法関係答弁例集」(第九条・憲法解釈関係)に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年十二月十四日

小西洋之

参議院議長 伊達忠一殿



内閣法制局作成「憲法関係答弁例集」(第九条・憲法解釈関係)に関する質問主意書

一 内閣法制局が平成二十八年九月に「憲法関係答弁例集」(第九条・憲法解釈関係)を作成した目的及び理由は何か。

二 当該答弁例集の前身となるものがあればその名称を示されたい。

三 内閣法制局が当該答弁例集を作成した行為は、内閣法制局設置法上の何条で定める事務に該当するか。

四 内閣法制局は、当該答弁例集を内閣法制局設置法上の何条で定める事務のために作成したのか。

五 本質問主意書の提出時点で、当該答弁例集の作成及び配布等に要した全ての費用は合計幾らになるか。

また、その費用は公費によって賄われたのか、その財源を示されたい。

六 当該答弁例集の作成等に要した費用の支払い日を示されたい。

右質問する。

○

○